

基準器の検査

基準器とは、検定等の特定計量器の検査に用いる計量器のことであり、基準器検査に合格した計量器でなければ、検定や定期検査および計量証明検査、製造事業者における自主検査等に使用することができないとされています。

基準器にも有効期間が定められており、滋賀県計量検定所では、製造事業者や国から指定された事業所などが使用する基準器(基準ローラー、基準分銅、基準タンク)を検査しており、基準器検査に合格すると「基準器検査証印」が付されます。



基準ローラー



検査



タクシーメーター

基準分銅



検定等



質量計 (はかり)

基準圧力計



検定等



圧力計

基準タンク



検定等



燃料油メーター

教えてや！計量法！

Q:メーターには「有効期間」があるのか？

計量法では取引・証明に使用される電気、水道、ガスのメーターには有効期間が定められています。電力会社やガス会社が「親メーター」で料金徴収するほかにも、マンション、貸しビル、アパート、社宅等で親メーターで支払った料金を「子メーター」を用いて使用量に応じて各戸に配分する等の行為も、取引・証明に該当しますので、検定証印等のある有効期間内のものを使用する必要があります。

主な検査(検定)の実績

2021年12月(速報)

計量器の種類	検査(検定)数
長さ計(タクシーメーター装置)	63
質量計(はかり)	20
体積計(燃料油メーター・水道メーターなど)	79
圧力計	167
その他	0
合計	329

※検定とは、計量器が製造・修理等された際に受ける検査のことです。

なお、タクシーメーター装置は検定ではなく、検査と呼びます。

発行元:滋賀県計量検定所
〒525-0022 草津市川原町149-1
TEL:077-563-3145
FAX:077-563-3393
Mail:fd30@pref.shiga.lg.jp
URL:http://www.pref.shiga.lg.jp/keiryou/

電気メーター
有効期間 **10年**(※)

※ 他に7年や5年のものもある。

水道メーター
有効期間 **8年**

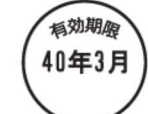
ガスメーター
有効期間 **10年**(※)

※ 他に7年のものもある。

ここをチェック！

電気メーター

有効期限表示



(平成40年3月末まで)

検定証印(基準適合証印)



(平成40年3月末まで)
朱色:有効期間10年
茶色:有効期間7年
灰色:有効期間5年

水道メーター

有効期限表示



または
(平成40年3月末まで)



検定証印(基準適合証印)



ガスメーター

有効期限表示



基準適合証印

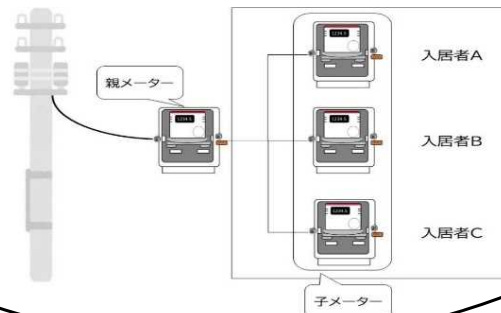


(平成40年3月末まで)

※製品によって、表示箇所や封印箇所が異なる場合があります。また、有効期限は西暦で表示されているものもあります。

検定証印等が付されていないものは、料金計算・徴収等には使用できません。これらの表記が確認できない場合は、設置・施工業者等にご確認ください。

(電気親・子メーターの例)



大家さんやマンションの
管理者などは要注意です！

